

経営に必要となる様々な資金を融資します

融資 中小企業金融対策事業

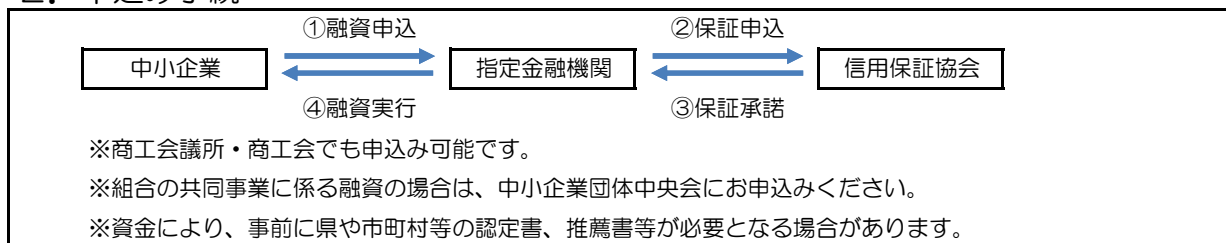
県では、県内の中小企業・小規模事業者のみさんの経営に必要な資金を円滑に調達していただくため、各種融資制度を運営しています。

1. 利用可能な方（詳細は金融機関、大分県信用保証協会、経営創造・金融課にお問い合わせください）

各資金の融資対象者の要件に該当するほかに、信用保証協会の保証対象となる中小企業者または組合（一定の条件を満たしたNPO含む）であることなどが必要です。

事業規模	業種ごとに、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が該当していること。 (ホームページ参照 http://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/kenseidosikin.html)
事業実績	原則として、県内で6か月以上継続して同一事業をしていること。 (創業資金の場合等、例外があります。)
業種	主な利用対象外業種（農林漁業、遊興・娯楽、風俗営業の許可が必要な飲食業、仲介斡旋業、投機的事業、金融業、保険媒介代理業を除く保険業、宗教法人等）

2. 申込み手続



3. 指定金融機関

金融機関名	次項（5）の資金番号						
	①	②	③～⑦	⑧	⑨～⑬	⑪	⑫※2
大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫 日田信用金庫・大分県信用組合	○	○	○	○	○	○	○
商工中金大分支店	○	○	○※1		○	○	○
伊予銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行	○	○				○	
肥後銀行・筑邦銀行	○	○					
北九州銀行・宮崎銀行	○						

※1 ⑦チャレンジ中小企業応援資金（経営力向上融資）を除きます

※2 やさしさライフビジネス支援資金は大分県信用組合のみでの取り扱い

4. 平成31年度の新設・改正資金

①【新設】チャレンジ中小企業応援資金（先端設備等導入融資） 先端設備を導入することで労働生産性の向上に取り組む企業等に向けた資金
②【新設】おんせん県魅力アップサポート資金（キャッシュレス決済導入融資） キャッシュレス決済を導入する企業等に向けた資金
③【新設】中小企業活性化資金（危機関連融資） 大規模な経済危機や災害等により著しい信用収縮、売上の減少等により資金が必要な企業等に向けた資金
⑤【改正】融資利率及び保証料率の引き下げ (対象資金) 創業支援資金、事業承継資金

5. 資金の種類

資金名		資金の目的・融資対象者
一般資金	①中小企業振興資金	資金用途を問わない一般的な設備資金・運転資金。
不況対策	②中小企業活性化資金	赤字、利益減少、売上減少となっている企業に向けた資金
	危機関連融資	大規模な経済危機や災害等により著しい信用収縮、売上げの減少等により資金が必要な企業等に向けた資金
	③中小企業経営改善資金	再生手続き開始申立等企業に対して債権を有する企業等に向けて融資する緊急の運転資金
	④中小企業金融円滑化借換資金	中小企業金融円滑化法施行中に返済猶予を受けた企業が経営改善を図るための借換資金
前向きな 取組支援等	⑤チャレンジ中小企業応援資金	
	新事業展開融資	新分野への進出により事業の拡大や経営の安定を図るための資金
	ベンチャーサポート融資	次の制度の認定等を受けた企業に向けた資金 ビジネスラックラブリ（一次通過）、大分県トライル発注制度、グッドデザイン商品創出支援事業、循環型環境産業創出事業
	経営力強化融資	認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自社の経営計画の策定・実行に取り組む企業に向けた資金
	経営革新融資	経営革新計画の認定を受け、付加価値の向上に取り組む企業に向けた資金
	経営革新ものづくり産業特別融資	基盤技術を用いて自動車部品等を製造する企業や、半導体関連企業に向けた資金
	経営力向上融資	国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて、新事業活動に取り組む企業に向けた資金
	先端設備等導入融資	市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、先端設備を導入することで労働生産性の向上に取り組む企業等に向けた資金
	⑥事業承継資金	事業承継に取り組む企業等に向けた資金
	特定経営承継関連融資	県の認定を受けた事業承継に取り組む企業の代表者に向けた資金
	⑦おんせん県魅力アップサポート資金	交流人口増加への対応等を行う宿泊業、飲食業、小売業等観光関連の企業に向けた資金
	キャッシュレス決済導入融資	キャッシュレス決済を導入する観光関連企業等に向けた資金
	⑧金融機関提案型資金	金融機関のサポートを受けながら創業や新事業展開等に取り組む者に向けた資金（詳細はホームページ参照）
創業支援	⑨創業支援資金	
	新事業創出融資	新たに事業を開始する者、創業から1年を経過していない企業等に向けた資金（自己資金が必要）
	創業等支援融資	新たに事業を開始する者、創業から1年を経過していない企業等に向けた資金（自己資金不要）
	再挑戦支援融資	事業の廃止から5年を経過していない者が再び事業を開始する場合の資金
災害復旧	⑩災害復旧資金	
	一般融資	火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする者
	特別融資	激甚災害として指定された災害又は災害救助法に規定する規模の災害
	知事指定災害融資	知事が特に認める火災、風水害その他災害
小規模事業者	⑪小口零細企業資金	
	普通貸付	従業員20人以下（商業サービス業は5人以下）の小規模事業者に向けた小口資金
	個人向け無担保無保証人貸付	納税要件等を満たした小規模事業者に向けた資金
県の施策 対応等	⑫地域産業振興資金	
	地域振興等の施策対応資金	進出企業取引促進融資・地域資源活用事業振興融資 新エネルギー施設等導入融資・海外展開支援融資 環境保全対策融資・福祉のまちづくり条例融資 BCP策定企業特別融資・働き方改革等推進特別融資
	緊急対応資金	国際経済変動対策融資
	耐震化資金	耐震化促進融資
	その他	やさしさライフビジネス支援資金（女性や高齢者の雇用促進、福祉、環境等の社会性のある事業に向けた資金）

6. 融資条件（詳細はホームページ参照、または金融機関、経営創造・金融課にお問い合わせください）

資金名		融資限度額 (万円)	融資(年) (うち据置)	融資利率	保証料率
一般資金	①中小企業振興資金	設備・運転 企業 8,000 組合 10,000	10(1)	1年以内 1.9% 5年以内 2.2% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	1.15%以内
不況対策	②中小企業活性化資金	設備・運転 8,000	10(1)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0%	0.75%以内
	危機関連融資	設備・運転 28,000	10(2)	知事が別に定める	
	③中小企業経営改善資金	運転 2,500 ※	10(1) ※		0.75%以内 ※
	④中小企業金融円滑化借換資金	運転 16,000	15		0.75%以内
前向きな 取組支援等	⑤チャレンジ中小企業応援資金				
	新事業展開融資	設備・運転 8,000	10(2)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.35%
	ベンチャーサポート融資				
	経営力強化融資		設備 7(1) 運転 5(1) 借換 10(1)		
	経営革新融資	設備・運転 8,000	10(1)		0.20%
	経営革新ものづくり産業 特別融資	設備 20,000	15(1)		
	経営力向上融資	設備・運転 8,000	10(1)		0.35%
	先端設備等導入融資	設備・運転 28,000	10(1)		0.20%
	⑥事業承継資金	設備・運転 28,000	設備 15(2) 運転 10(1)	7年以内 1.6% 10年以内 1.8% 15年以内 2.2%	0.25% (大分県信用保証協 会 割引後の保証料率)
	特定経営承継関連融資				
⑦おんせん県魅力アップ サポート資金	設備・運転 28,000	設備 15(2) 運転 10(1)	7年以内 1.8% 10年以内 2.0% 15年以内 2.4%	0.25%	
	キャッシュレス決済導入融資	設備・運転 1,000			5(1)
⑧金融機関提案型資金	指定金融機関所定				信用保証 協会所定
創業支援	⑨創業支援資金				
	新事業創出融資	設備・運転 1,500	10(1)	7年以内 1.6% 10年以内 1.8%	0.35% (大分県信用保証協 会 割引後の保証料率)
	創業等支援融資	設備・運転 2,000			
再挑戦支援融資					
災害復旧	⑩災害復旧資金				
	一般融資	設備・運転 3,500	10(2)	2.1%	0.85%
	特別融資			1.8%	0.35%
知事指定災害融資	知事が別に定める				
小規模 事業者	⑪小口零細企業資金				
	普通貸付	設備・運転 2,000	10(1)	1年以内 1.5% 5年以内 1.8% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5%	0.85%以内
	個人向け無担保無保証人貸付			0.70%	
県の施策 対応等	⑫地域産業振興資金				
	地域振興等の施策対応資金	設備・運転 企業 8,000 組合 10,000	10(1)	※耐震化促進融資 5年以内 1.0% 10年以内 1.2% 15年以内 1.6% 20年以内 2.2%	0.85%以内
	緊急対応資金	設備・運転 企業 3,500 組合 7,000			
	耐震化資金	設備・運転 28,000	20(2)		0.25%
その他	設備・運転 500 NPOつなぎ 1,000	設備 10(1) 運転 10(1) つなぎ 1		大分県信用組合 短期7年以内	—

7. 問合せ先

大分県商工労働部経営創造・金融課 金融・再生支援班（県庁本館7階）
TEL 097-506-3226 FAX 097-506-1882